

一般社団法人日本血栓止血学会 学術標準化委員会 内規

(名 称)

第1条 一般社団法人日本血栓止血学会（以下、本会と称する）定款第32条、及び施行細則第26条に基づき学術標準化委員会 Scientific Standardization Committee (SSC)（以下、本委員会と称する）を設置する。

(目 的)

第2条 本委員会は血栓止血学関連領域の各専門分野における学術情報の調査検討、診断・治療・予防方法の標準化等の研究・教育に関する学術的検討を行い、得られた成果を会員及び広く一般に公開する。

(部 会)

第3条 本委員会には当面、以下の部会を設置する。

- 1) 血小板
- 2) VWD/TMA
- 3) 血栓性素因
- 4) 血友病
- 5) 抗リン脂質抗体
- 6) 凝固線溶検査
- 7) 静脈血栓症/肺塞栓症
- 8) 血栓溶解
- 9) DIC
- 10) HIT
- 11) 凝固系／抗凝固療法

(役 員)

第4条

1. 本委員会には役員として、本委員会委員長（理事1名）、副委員長（理事1名）、各部会長（1名）、副部会長（2名）をおく。原則として役員は本会会員であることとする。役員は本会理事会で選任する。

補則1) 部会長が2年2期（4年）の任期が終了時に、部会長が主導するプロジェクトが終了していない場合、（必要があれば）部会長は副部会長となり、プロジェクトを継続する。もう一人の副部会長は次期部会長候補となる。

補則2) VWD/TMA 部会は、2つの部会から構成されているので、（必要があれば）副部会長を3人までおける。

2. 本委員会の委員長、副委員長、部会長の任期は2年とする。但し、2期までの再任を妨げない。原則として、部会長は他の部会の役員を兼任出来ない。

(部会員)

第5条

- a. 部会員は原則として日本血栓止血学会会員とする。
- b. 部会員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- c. 部会員数は部会長、副部会長を入れて最低5名、原則として25名を上限とする。
- d. 部会員として部会活動参加を希望する会員は、所定様式に記載の上、申請書を学会事務局へ提出する。委員長と当該部会長で審議の上、理事会へ提出し、最終決議する。
- e. 企業所属の会員が部会員となることを希望する場合は、当該活動がCOIに問題のない場合に限り、委員長と当該部会長で審議の上、理事会へ提出し、最終決議する。

(事業)

第6条 本委員会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) 血栓止血学関連領域の各専門分野における最新情報の調査検討
- 2) 学術成果の公表及び研究・教育活動の啓発
 - a. 原則として本会学術集会とは別時期にシンポジウム等の開催
 - b. 関連学会とのシンポジウム等の共催
 - c. 理事会で設立された日本血栓止血学会診断基準・治療ガイドライン作成委員会等の要請に応じ、当該診断基準・治療ガイドライン作成等に協力。
 - d. 日本血栓止血学会誌等への検討成果等の発表
 - e. 本会ホームページへの検討成果等の発表
- 3) その他

(活動経費)

第7条 会計処理は本会の会計処理基準に則る。

(活動成果報告書)

第8条

- 1. 各部会は年度末に活動成果報告書を本委員会委員長に提出する。
- 2. 本委員会は各部会の活動成果報告書を日本血栓止血学会誌および本会ホームページに掲載する。また助成金を受けた各企業には求めに応じて活動成果報告書や収支計算書などを提出する。

(事務局)

第9条

1. 本会事務局は本委員会委員長の下に、役員名簿の整理、助成金の出納管理等、本委員会の運営に必要な諸事務を行う。

付則

1. 本委員会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
2. 本委員会内規は平成21年9月2日から施行する。
3. 本会会員は、本委員会・部会主催の全ての会議に自由に参加できる。
4. 本委員会は、血栓止血情報センター、国際血栓止血学会(ISTH)、本会学術推進委員会 (SPC)、アジア太平洋血栓止血学会 (APSTH) 等の教育・研究活動と連携するように努める。

平成21年6月6日 制定
平成25年5月30日 改訂
平成26年4月1日 改訂
平成28年3月19日 改訂